○東北地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
白河市金勝寺四〇番一五から同市金勝寺五〇番一まで	前	二六・二〇～三四・二〇メートル	七四・〇〇メートル
	後	一一四・〇〇～一一四・〇〇メートル	〇・二二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	白河市金勝寺四〇番一五から同市金勝寺五〇番一まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十八日

○東北地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
いわき市久之浜町田之網字横内一二番から同市久之浜町田之網字静無番まで	前	一一・〇〇～二三・〇〇メートル	〇・六三五キロメートル
	後	一三・六〇～三七・〇〇メートル	〇・六三五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○関東地方整備局告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千七百二十号北茨城都市計画道路事業

三・四・三号平潟港線

三　事業施行期間　自平成十二年八月二日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千六十五号東京都市計画河川事業第六号神田川

三　事業施行期間　自平成二年五月十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千五百七十九号東京都市計画河川事業第九号野川

三　事業施行期間　自平成二年九月十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千六十七号秋多都市計画河川事業第一号平井川

三　事業施行期間　自平成二年五月十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局大宮国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百六十八号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
埼玉県比企郡川島町かわじま一丁目一〇番地先から北本市石戸宿二丁目一七五番一地先まで	〇・〇～二四四・八一メートル	五・八四八キロメートル

四　指定する期日　平成二十二年三月二十七日